

諮問番号：平成 30 年滝行不審（諮問）第 1 号

答申番号：平成 30 年滝行不審（答申）第 1 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

当審査請求は理由がないとして棄却すべきである。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、ある個人が所有する土地上に現状存在しない家屋（以下「当該対象家屋」という。）が登記されている状態にあったことから、法務局において当該対象家屋についていわゆる滅失登記の手続きを行うために必要があるとして、平成 29 年 12 月 11 日に滝川市市民生活部税務課（以下「滝川市税務課」という。）を訪れ、当該対象家屋に係る「家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されていないことの証明書」（以下「登録されていないことの証明書」という。）の交付請求（以下「当該交付請求」という。）をしようとした。

その際、登記上、当該対象家屋の所有者として記載されている者（以下「当該登記上所有者」という。）については現在の所在が不明であることを滝川市（市民生活部市民課）が発行した不在住証明書をもって主張したが、そうした所在が不明な状況で当該登記上所有者から委任状を取得することは実務上無理であることを理解した上で、滝川市税務課担当職員は、審査請求人に対してなおも当該登記上所有者からの委任が必要であるとし、申請を受理しなかったことは著しく合理性に欠けるものである。

また、登録されていないことの証明書は建物滅失登記での添付書類として登記申請を補完する書類の一部であるが、登記行政と税務行政の関連性からこの証明書が発行されないことは、登記行政の円滑化を著しく阻害する行為であり、周辺市町村においてもこのような委任状の提出を求められたことはなく、度重なる不祥事を起こす滝川市だけがこうした求めを行うことには合理性が無い。

さらに、滝川市税務課担当職員によれば、不在住証明書で所有者住所不明であるならば当然に課税情報に記載が無いとのことであり、登録されていないことの証明書はこの記載が無いことの事実証明であることから特定の課税情報には該当しない。なお、当該対象家屋については、長らく実在していないことを確知しているところであり、課税客体ではないことが明らかであるから、当該対象家屋に係る登録されていないことの証明書は課税情報に関する証明であるとはいえないことから、地方税法の規定は適用されず、地方自治法第 2 条第 2 項「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」という規定にその根拠を見出すべきものであり、審査請求人は他者からの委任なしに自らの名義で当該交付請求を行うことができるものである。

## 2 処分庁の主張

課税情報をはじめ税情報に関する証明書の交付については、地方税法等の規定により、請求できる者が定められており、市町村長は、当該証明書について交付を請求できる者から申請があったときに交付しなければならないとされており、本件において、審査請求人は、処分庁から登録されていないことの証明書を受けるために必要な法的要件を満たしていない。

また、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳への登録の有無については、一般に公開が予定されている情報ではなく、税情報の一つとしてその取扱いについては地方税法等の規定に依拠すべきものであり、関係法令においても審査請求人の主張を裏付けるような規定は存在しない。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 意見

棄却相当。

### 2 理由

当初、審査請求人が当該登記上所有者からの委任が不要であるというために、滝川市税務課担当職員に対し当該登記上所有者に係る不在住証明書の提示をし、その者の所在が不明であることの立証を試みたことは、逆に言えば、審査請求人は当該登記上所有者の所在が明らかな場合にはその委任がなければ交付請求ができない税情報に係る証明書の交付請求であることを認識していたことを踏まえた行為であることが推認されるものである。そもそも課税に関する情報そのものが相当に機密性の高い情報であり、それに係る証明は、原則的に、例えば固定資産税であればその課税客体の家屋の所有者など税を賦課される者本人の請求に応じて初めて交付されるべきものであるから、本人以外が交付請求する場合には、法令に特別の規定がない限りは当該本人からの委任を得る必要がある点については論をまたないところである。

よって、単に当該登記上所有者の所在が不明なのでその委任が得られない状況にあるといった事情によって容易にその者からの委任の必要を免じられるものではなく、審査請求人のいう「登記行政と税務行政の関連性からもこの証明書が発行されないことは、登記行政の円滑化を著しく阻害する行為」に当たるので原処分は取り消されるべきといった主張は、法的な論拠を欠いており、失当であるといえる。

一方で、当該登記上所有者の現在の所在が不明であること又は当該対象家屋が現存せず課税客体ではないことを理由として、本件で請求しようとした登録されていないことの証明書が課税情報に関する証明ではないとする主張については、本件で交付請求しようとした登録されていないことの証明書そのものが、課税客体ではないものについて記載した書類であるといえ、その主張に沿えば、所有者の所在が明らかであるか否かを問わず、当該登録されていないことの証明書は課税情報に係る証明には当たらないということになり、不在住証明書を用いて当該登記上所有者の所在が不明であることを立証しようとした審査請求人の当初の試みさえ不要だったということにもなる。しかし、当該登録されていないことの証明書の内容が当該登記上所有者に属する保護されるべき課税情報であることを認識していたからこそ、敢えて当該登記上所有者の所在が不明であるとする立証を試み、どうしても委任が得られないような場合についてはそれが免じられ、さらには誰もが交付請求し得るべきとする旨主張したもの

と考えるのが妥当である。

こうした審査請求人の主張を整理すると、登録されていないことの証明書が、元来課税情報に係る証明ではないとも解し得る主張と、原則的に課税情報に係る証明であるものの一部それに当たらない場合があると解し得る主張とが錯綜していることになる。家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳が単にある特定の家屋の所在についてのみ記したのではなく、あくまで個人や法人を主体としてその者に従属する家屋に関しての課税に係る情報が記載されていることに鑑みると、登録されていないことの証明書が元来課税情報に係る証明には当たらないとする主張を採ることはできないし、他方で審査請求人がいう当該登記上所有者の所在の不明や当該対象家屋の不存在といった条件事実の可否によって、登録されていないことの証明書の本質に影響を及ぼし得るとも考えられず、本件でいえば、当該登記上所有者の立場から自らに従属する当該対象家屋が家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されてないという情報については、処分庁がいうように一般に公開が予定されている情報とはいえず、前記条件事実の可否に関わらず、依然として他に対して保護されるべき課税情報であると解されるべきである。よって、処分庁の指摘のとおり、審査請求人は、当該登録されていないことの証明書を受けるために必要な法的要件を満たしているとは認められないものである。

また、審査請求人は、当該交付請求を拒否された後に再び滝川市税務課を訪れ、それまで所在が不明であるとされた当該登記上所有者の所在を同日中に突き止め、その者からの適正な委任状を携え、交付請求を行い、当該登録されていないことの証明書の交付を受けたとのことだが、仮に処分庁が審査請求人の主張のとおり当該登記上所有者からの委任なしに、当該登録されていないことの証明書の交付を行っていたとしたら、当該登記上所有者にとっては自らの税情報を第三者に無断で明かされていたことになり、裏返せば、これを未然に防ぐことができたこの度の処分庁の対応結果については、税情報の厳格な管理を委ねられている立場から、原処分が適法かつ適正であったということを裏付ける一つの証左にほかならないということになる。

#### 第4 調査審議の経過

| 年月日        | 処理内容      |
|------------|-----------|
| 平成30年6月4日  | 審査庁からの諮問  |
| 平成30年7月13日 | 審議①       |
| 平成30年7月27日 | 審議②（書面審議） |
| 平成30年8月7日  | 審査庁への答申   |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審査請求人の主張に対する検討

- (1) 所有者の所在が不明である場合に当該登記上所有者からの委任が不要であるとする主張について

審査請求人は、登録されていないことの証明書の交付請求に関して、当該登記上所有者の所在が不明であるとの主張の下にその者からの委任を得ることができない場合には、円滑な登記行政を阻害しないよう、処分庁は当該登記上所有者か

らの委任なしに審査請求人自身の名義で交付請求を認めるべきであると主張する。

しかしながら、地方税法第 20 条の 10 及び第 382 条の 3 の規定等に照らせば、税に係る証明書の交付はその者の税に関する証明である場合か、その他政令で定められる場合においてのみなされるべきものであるから、本件における審査請求人が行おうとした交付請求がいずれにも該当しない以上は、滝川市税務課としてはこれに応じる法的根拠はなく、当然に当該登記上所有者の所在の不明の可能性や円滑な登記手続きの阻害への懸念といった理由によってこれが覆るものでもない。

(2) 登録されていないことの証明書が税情報に係る証明ではないとする主張について

審査請求人は、(1)の主張に加えて、当該対象家屋が長らく存在していないことを確知しており課税客体ではないことが明らかであるとして、審査請求人が交付請求しようとした登録されていないことの証明書は特定の課税情報に係る証明には当たらず、単なる事実証明であるとして、当該登記上所有者からの委任を要せず交付請求が可能であるとの主張を行っている。

しかしながら、登録されていないことの証明書の趣旨は、予め特定の家屋が存在しないことや当該対象家屋が課税客体ではないといった外部情報のあるなしとは関係なく、あくまで滝川市税務課が課税台帳を検索し、その結果に基づき交付されるものであり、それはまさに課税情報に係る証明というほかないものである。よって、そうした事前情報が示されたとして、それが当該登録されていないことの証明書そのものに何らの影響を及ぼすものではなく、すなわち税情報に係る証明であることを否定する根拠とはなり得ないものである。

本審査会としては、本諮問事案における重要な争点として、上記の点について特に検討し、その結果として、本件において当該登録されていないことの証明書が税情報に関する証明ではないとする論拠はなく、その上で、当該登記上所有者からの委任を得ることなしに登録されていないことの証明書の交付請求を成し得る法的要件を具備していない審査請求人からの当該交付請求を受理しなかった処分庁の対応について、違法等は認められないとする審査庁の判断を妥当と考えたところである。

2 結論

以上、本件処分について違法等は認められない。

よって、本審査会は、「第 1 審査会の結論」記載の意見を答申する。

平成 30 年 8 月 7 日

滝川市行政不服審査会

会長 酒井 博行

委員 近藤 明日子

委員 五十嵐 千夏雄